

○田川市環境審議会規則

平成18年3月24日

規則第6号

改正 平成23年8月1日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市環境基本条例（平成18年条例第4号）第29条第7項の規定に基づき、田川市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 事業者 2人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内
- (4) 環境保全団体に属する者 2人以内
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会の事務を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部環境対策課において処理する。

(平成23規則12・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。